

グループホームさんだん花 運営規定

株式会社 さんだん花

グループホームさんだん花 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社さんだん花が開設する認知症対応型共同生活介護事業所（以下「事業所」という）が行う認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、認知症対応型共同生活介護従事者が、要介護者であって認知症の状態にある高齢者に対し、適正な認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 認知症対応型共同生活介護の従事者は、要介護者であって認知症の状態にあるものについて共同生活住居において家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上のお世話および機能訓練を行うことにより、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な援助を提供する。
- 2 当事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名 称：グループホーム さんだん花
- (2) 所在地：沖縄県宜野湾市大山七丁目 7 番 22 号

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 認知症対応型共同生活介護の従事者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
- (1) 管理者 2名
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 計画作成担当者 2名
計画作成担当者は、それぞれの利用者の心身の状況に応じた介護計画を作成する。
- (3) 介護従事者 6名以上
従事者は、介護計画に基づき、認知症対応型共同生活介護を提供する。

(認知症対応型共同生活介護の利用定員) 2ユニット

第5条 事業所の定員は、18名とする。(1ユニット9名)

(認知症対応型共同生活介護の提供方法)

- 第6条 認知症対応型共同生活介護の内容は、利用者の身体的状況を勘案した上で介護計画を作成し、その介護計画に基づき必要な援助を行うものとする。
- (1) 利用者の認知症の症状を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、また、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的環境の中で生活が送れることにより達成感

や満足感を得、自信を回復するよう配慮する。

- (2) 利用者が自らの趣味、嗜好に応じた活動、充実した生活が送れるよう支援し、精神的な安定、問題行動の減少及び認知症の進行を緩和するよう努める。
- (3) 当該事業所における年間事業計画及び日課については、別紙のとおり。
- (4) サービスの提供にあたっては、親切丁寧を旨とし、利用者及び家族に対しサービスの提供方法について説明を行う。また、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束は行わない。

(利用料その他の費用の額)

第7条 認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額、認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その額の介護保険負担割合証に記載の割合とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受けるものとする。

- 1 家賃（月額）：67,000 円
- 2 食費（月額）：49,500 円
(1日の内訳＝朝：370 円 昼：600 円 夜：680 円)
- 3 共益費（月額）：13,000 円
- 4 ホームの器物損壊、居室の破損・汚損の負担・残留物処分負担金を敷金から差引き返却とする。
- 5 その他、日常生活においてかかる費用の徴収が必要になった場合は、その都度利用またはその家族に説明し同意を得て徴収する。
- 6 入居一時金（敷金）：50,000 円

2 支払方法

- 1) 原則として、毎月 15 日過ぎに請求書を発送する。
- 2) 介護保険負担割合証の割合負担分は前月分を請求します。
- 3) 家賃・共益費に関しては前月分を請求する。

3 入居・退去

(施設利用にあたっての留意事項)

第8条 利用者は、共同生活住居を利用する場合は、日常生活上のルールを守り生活するよう、利用者及び家族に対し説明を行う。

(非常災害対策)

第9条 認知症対応型共同生活介護は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次のように行います。

- (1) 防火管理責任者には職員を充てる。
- (2) 始業時・就業時には、火災危険防止のため自主的に点検を行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守事業者に依頼する。点検の際は防火管理責任者が立ち会う。
- (4) 非常災害用設備は常に有効に保持するよう努める。

- (5) 火災や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたるものとする。
- (6) 防火管理責任者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
避難訓練 年2回
- (7) 火災は、①スプリンクラー、②自動火災報知設備、③消火器、④消防機関へ通報する火災報知設備を設置。
- (8) 日頃から安全管理を徹底し、災害発生時の避難経路や緊急時の対応の確認などの安全点検に努めるものとする。
- (9) ご利用者様または職員が火災に気が付いたら大きな声で「火事だ」と叫び、皆に知らせ、ご利用者様を安全な場所に誘導すること。

(緊急時の対応)

第10条 緊急時の体制は、次のとおりとする。

- (1) 急な発病・発作等、すぐに緊急病院・掛かりつけ医に連絡相談し、対処する。
- (2) 管理者、代理人および本人の希望する連絡先へ連絡する。

(個人情報の保護)

第11条 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得る。

(苦情処理)

第12条 事業者は、利用者からの相談・苦情等に対応し、迅速に対応する。

(事故発生時の対応)

第13条 サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、事業者等に連絡を取るとともに必要な措置を講じ、その事故の状況 および取った処置について記録する。また、記録はサービスの提供が完結した日から5年間保存するものとする。

賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(損害賠償)

第14条 入居者に対する介護サービス提供に伴って、事業者の帰するべく事由により利用者生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、損害を賠償とする。

(医療機関との対応、連携)

第15条 事業者は、利用者の健康状態が急変した場合等は、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに医師に連絡する等必要な処置を講じる。
当事業所は、下記の施設と連携をする事とする。

(1) クリニックぎのわん

内科

(住所) 沖縄県宜野湾市大山七丁目7番22号

(地域との連携等)

第16条 事業の運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流を図るものとする。

- 2 当事業所の行う認知症対応型共同生活介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する
- 3 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員または市町村の職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等とし、おおむね2ヶ月に1回以上開催する。
- 4 事業者は、運営推進会議において活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 5 事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束に関する事項)

第18条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。

- 2 やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や手続きなど厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を遵守し適正な取り扱いにより行うものとし、その実施状況を第16条第2項の運営推進会議に報告する。

(認知症ケアに関する事項)

第19条 事業所は、認知症に関する十分な知識を習得し、専門性と資質の確保・向上を目的とし、定期的に研修を実施する。

2 認知症高齢者への対応として、総合的なアセスメントを踏まえ、環境やチームケアを統一することで、認知症高齢者のニーズに即した生活支援を行う。

パーソン・センタード・ケア（いつでも どこでも その人らしく）本人の自由意志を尊重したケアを実践する。

(その他運営に関する重要事項)

第20条 従事者の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回

2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業所と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年3月1日から施行する。